標準貨物自動車利用運送約款

最終改正：平成二十一年一月二日全国貨物自動車運送事業連合会
最終改正：平成二十一年一月二日全国貨物自動車運送事業連合会

目　次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　自動車利用運送業務等
　第一節　自動車利用運送業務の引受け（第三条～第十五条）
　第二節　積付け，積込み及び荷造り（第十六条～第十八条）
　第三節　荷物の受渡及び引渡し（第十九条～第二十四条）
　第四節　指図（第二十五条・第二十六条）
　第五節　事故（第二十七条～第三十五条）
　第六節　運賃及び料金（第三十六条～第三十五条）
　第七節　責任（第三十六条～第四十一条）
第三章　附帯業務等（第四十二条～第五十一条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当社は，貨物自動車運送事業等を行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成二年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

2　当社は，他人の事業に従属する事業を行いません。

（適用範囲）

第二条　当社の営業する貨物利用運送事業は，りの約束の定めるところにより，りの約束に定めのない事項については，法令又は一般の慣習によります。

2　当社は，他人の要望におかれまして，特別の申込みをいただいたりまして，特別の手数をとりまして，りの約束に定めのない事項について，法令又は一般の慣習によ